

27川監公第9号

平成27年6月3日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年10月10日付け26川監公第9号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村田恭輔
同	奥宮京子
川崎市監査委員職務執行者	菅原進
同	宮原春夫

27川総行革第24号

平成27年4月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 奥宮 京子 様

同 菅原 進 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

平成26年10月10日付け26川監報第7号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

平成26年度第1回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

1 共通費の積算を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

「公共建築工事積算基準」等に基づいた共通費は、工事の内容に応じて定められた積算を行うこととされている。しかしながら、その適用を誤っていた事例があったことから、設計及び審査を担当する職員への積算基準等の周知徹底を図り、適切な設計を行われたい。

また、組織的な審査機能が働いていなかったことから、従前の方法や体制などを検証し、実効性のある審査となるよう改善を図られたい。

- (1) 桜本住宅新築工事の土砂検定費では、共通仮設費として積算すべきところ直接工事費として積算していた。
- (2) かわさき南部斎苑火葬炉設備補修工事の機械取り壊し工事費では、一般改修工事として共通費を低減せずに積算すべきところ、その他工事として低減して積算していた。
- (3) 久末小学校校舎改修電気その他設備工事（2期）の太陽光発電設備工事費では、労務費比率の著しく少ない工事として共通費を低減して積算すべきところ、低減せずに積算していた。
- (4) 仮称中央療育センター入所棟改築電気設備工事の受変電設備工事費では、労務費比率の著しく少ない工事として共通費を低減して積算すべきところ、一部について低減せずに積算していた。

[措置内容]

指摘事項については、今後同様の事例が発生しないよう、関係する積算基準等について改めて説明会等で周知徹底しました。また、積算システム上で行う共通費設定について担当者のみが確認を行っていたことから、共通費設定を各細目内訳まで複数人

で精査、確認することとし、説明会により関係職員に周知徹底しました。

(工事番号 9、32、44、49) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課、施設整備部電気設備担当、同機械設備担当)

2 合理的な仮設計画に基づき積算を行うべきもの

[指摘の要旨]

末長住宅解体第1期工事の防音パネル等の設置費についてみたところ、想定される工法に合わせて、重機進入部を除いた仮設計画とすべきところ、解体建物全周を囲う仮設計画に基づいて、仮設工事費を積算していた。

積算に採用する仮設計画については、現場条件、工事内容を的確に把握した上で、安全、品質、工程及びコストにバランスの取れた妥当性のある計画となるよう十分な検証を行われたい。

[措置内容]

仮設工事費の積算においては、現場条件、工法を反映した妥当性のある仮設計画となっているか、類似の工事での仮設計画を参考にするなどして、安全性、経済性、施工性の観点から十分に検証を行うよう、説明会により関係職員に周知徹底しました。

(工事番号 10) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課)

3 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

(1) 見積内容の精査を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

ごみ処理施設の改修工事の積算において、ダイオキシン対策用の浮遊固体粉じん防護用密閉服の数量が作業内容に対して過大となっていた事例

[措置内容]

ごみ処理施設の改修工事の積算に当たっては、設計要領書（環境局施設部）に基づいて見積内容の精査を適切に行うよう、説明会により関係職員を対象に周知徹底しました。

（工事番号5）（環境局施設部施設整備課）

（2）適切な手続を経た上で施工変更を指示すべきもの

[指摘の要旨]

変更契約前の請負者への施工変更の指示にあたって、変更内容について変更契約の決裁権者による事前の確認手続が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

施工変更の指示に当たって事前の確認手続を適切に行うため、平成27年度を目処に、設計要領書（環境局施設部）において工事設計変更に係る規定を整備し、施工変更における指示手続の適正化に努めます。

（工事番号6）（環境局施設部施設建設課）

（3）都市ガス設備工事において工事監理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

建設業者が工事現場ごとに掲示する必要がある商号又は名称、代表者名、本工事の主任技術者の氏名等を記載した標識について、その設置を確認していなかった事例

[措置内容]

工事監理に当たっては、建設業の許可票の設置確認を徹底することについて、説明会等により改めて関係職員に周知徹底しました。

（工事番号8）（まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課）

（4）材料費の積算において定められた方法により単価を設定すべきもの

[指摘の要旨]

水路工事における親杭横矢板工法による土留めの積算において、矢板材の単価を物価資料によらず見積りに基づき設定したため、適切な積算となっていなかった事例

[措置内容]

材料費の積算については、土木工事標準積算基準を踏まえて適切に行うよう、説明会により改めて関係職員に周知徹底しました。

(工事番号12)(まちづくり局登戸区画整理事務所)

(5) 工事内容の変更に伴い適切な監督員の指定を行うべきもの

[指摘の要旨]

天井改修工事を行う建築工事における増工となった設備工事について、適切な監督員の指定が行われていなかった事例

[措置内容]

工事内容に変更が生じた場合の監督員の追加について部内の取扱いを明確化し、工事内容の変更が生じた際にも適切な工事執行体制を整えるよう、説明会を通じて関係職員に周知徹底しました。

(工事番号13)(まちづくり局施設整備部施設保全担当)

(6) 現場状況を反映した設計を行うべきもの

[指摘の要旨]

冷却塔の更新工事において、設計時の現場状況の把握が不十分であったため、工期延期が必要となった事例

[措置内容]

改修工事の設計委託業務において、適宜、現地での立会いや現地と図面の整合が確認できる写真を受託者に提出させるなど、設計時及び業務完了時に現場状況を反映した設計となっていることを十分に確認するよう、説明会を通じて関係職員に周知徹底しました。

(工事番号17)(まちづくり局施設整備部施設保全担当)

(7) 安全な足場の設置について請負者への指導を行うべきもの

[指摘の要旨]

屋上防水改修工事における資機材の搬出入に用いる仮設足場について、足場の組立て及び解体作業時の安全対策が不十分であった事例

[措置内容]

足場の組立て、解体作業時の作業員の安全を確保できる足場の種類及び設置方法について、施設整備部特則仕様書に基づいて請負業者に指導するよう、説明会を通じて関係職員に周知徹底しました。

(工事番号18、52)(まちづくり局施設整備部、同施設保全担当)

(8) 木材の材料検査を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

木造2階建てわくわくプラザ室新築工事の材料検査において、工事現場搬入時に木材の含水率を確認していなかった事例

[措置内容]

木材の材料検査について、含水率検査の実施を特記仕様書に明記することとし、部内会議を通じて、適切に木材の材料検査を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

(工事番号21)(まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(9) 材料費の積算において見積価格の精査を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

介護福祉施設の通信設備改修工事の積算において、モニター設置に使用する材料について、適切な単価設定が行われていなかった事例

[措置内容]

単価設定に見積りを採用する場合には、見積価格の精査が適切に行われている

ことを確認できる審査用の内訳書を作成し、十分な審査を行うよう、説明会により関係職員に周知徹底しました。

(工事番号42)(まちづくり局施設整備部電気設備担当)

(10) 工事の完成に伴う施設管理者等への引継事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

工事の完成に伴う施設管理者等への引継ぎに関して、事務手続として必要な引継書類のリスト等の記録が残されていなかった事例

[措置内容]

工事の完成に伴う引継ぎについては、「まちづくり局施設整備部編 工事引継ぎ事務に関する手引き」に基づいて、工事目的物及び関係書類等の確認、引継ぎを適切に実施するよう、説明会により関係職員に周知徹底しました。

(工事番号51、52、53)(まちづくり局施設整備部)